

○鹿児島県工業用水道給水規程

昭和47年7月7日

企業管理規程第3号

改正 平成元年3月31日企業管理規程第1号
平成2年3月23日企業管理規程第1号
平成9年3月28日企業管理規程第6号
平成11年3月19日企業管理規程第2号
平成14年3月29日企業管理規程第1号
平成15年10月31日企業管理規程第1号
平成26年3月28日企業管理規程第2号
平成27年3月27日企業管理規程第1号
平成31年4月19日企業管理規程第1号

鹿児島県工業用水道給水規程を次のように定める。

鹿児島県工業用水道給水規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鹿児島県が供給する工業用水の給水に関し、鹿児島県工業用水道給水条例（昭和47年鹿児島県条例第13号。以下「条例」という。）に定めるほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規程において使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(給水の申請及び承認)

第3条 条例第4条に規定する給水の申請は、工業用水給水申請書（別記第1号様式）により行なわなければならない。

2 条例第5条に規定する通知は、工業用水給水量決定通知書（別記第2号様式）により行なうものとする。

(基本使用水量の変更)

第4条 基本使用水量の変更をしようとする者は、基本使用水量変更申請書（別記第3号様式）により申請しなければならない。

(住所等の変更)

第5条 使用者は、住所又は氏名（法人にあつては名称又は代表者の氏名）について変更があつた場合においては、すみやかに住所等変更届出書（別記第4号様式）により知事に届

け出なければならない。

(使用者の地位の承継)

第6条 使用者について、相続又は合併があつた場合には、相続人又は承継する法人の代表者は、すみやかに承継届出書(別記第5号様式)により知事に届け出なければならない。

(給水施設の工事)

第7条 使用者は、条例第7条第1項の規定により給水施設の工事をしようとするときは、工事許可申請書(別記第6号様式)により、知事に申請しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき工事を許可したときは、工事許可通知書(別記第7号様式)により通知するものとする。ただし、知事が、条例第7条第1項ただし書きの規定により工事を受託した場合においては、工事受託通知書(別記第8号様式)により通知するものとする。

3 知事が行なう工事の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

4 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とするときは、その費用を加算する。

5 前2項に規定する費用の算出は、県の標準歩掛によるものとする。

(工事費の納入)

第8条 知事に工事を委託した者は、知事の発行する納入通知書により当該工事費を前納しなければならない。

2 前項の規定により前納した工事費は、工事完了後精算する。この場合において過不足があるときは、これを還付し、又は追徴する。

(設計審査等の手続き)

第9条 条例第7条第3項に規定する設計審査、材料検査及び工事完成検査は、次の各号に定める申請書により申請しなければならない。

- (1) 設計審査 設計審査申請書(別記第9号様式)
- (2) 材料検査 材料検査申請書(別記第10号様式)
- (3) 工事完成検査 工事完成検査申請書(別記第11号様式)

(給水施設の設置基準)

第10条 使用者が設置する給水施設の設置基準は、別表のとおりとする。

(水量メーターの設置基準)

第11条 使用者が設置する水量メーターは、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

- (1) 計量法(平成4年法律第51号)第72条第1項の検定証印が付されたものであること。
- (2) 超音波式水量メーター又は電磁式水量メーターであること。

2 使用者は、知事の許可を受けずに水量メーターを操作してはならない。

(受水槽の設置義務)

第12条 使用者は、工業用水を常時均等に使用するために必要な水量を貯水できる受水槽を設置しなければならない。

(制水弁の操作禁止)

第13条 使用者は、配水管に設置された制水弁を知事の許可を受けずに操作してはならない。

(使用廃止の届出)

第14条 使用者は、工業用水道の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ使用廃止届出書(別記第12号様式)により知事に届け出なければならない。

(使用水量の決定)

第15条 知事は、毎月定例日に水量メーターを点検し、その記録に基づいて、当該月の使用水量を算定するものとする。ただし、知事は、水量メーター等の故障により使用水量を算定しがたい場合においては、使用者の実績等を考慮してその者の当該月の使用水量を決定するものとする。

2 知事は、前項の規定により使用者の使用水量を算定したときは、水量メーター検針票(別記第13号様式)により使用者に通知しなければならない。

(給水施設の管理)

第16条 使用者は、給水施設に漏水その他異常があると認めるときは、遅滞なく修繕その他必要な措置をとるとともに、知事に報告しなければならない。

(給水施設等の検査)

第17条 知事は、給水の適正を図るため、必要があると認めるときは、検査員を任命し、給水施設の検査を行なわせることができる。

2 知事は、職員に前項の検査を命じた場合においては、当該職員に工業用水道検査員証(別

記第14号様式)を交付しなければならない。

- 3 検査員は、検査の際、検査員証を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(延滞金の徴収方法)

第18条 条例第17条に規定する延滞金は、その額が100円未満又は100円未満の端数があるときは、これを徴収しない。

(給水の停止)

第19条 知事は、使用者が次の各号の一に該当すると認めたときは、給水を停止することができる。

- (1) 工業用水を、条例第11条の規定に違反して使用したとき。
- (2) 料金を納期限内に納入しないとき。
- (3) 知事の許可を受けずに水量メーター又は配水管に設置された制水弁を操作したとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、条例若しくはこの規定又はこれらに基づく処分に違反したとき。

附 則

この規程は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則 (平成元年3月31日企業管理規程第1号)

この規程は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月23日企業管理規程第1号)

この規程は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月28日企業管理規程第6号)

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月19日企業管理規程第2号)

この規程は、平成11年3月19日から施行する。

附 則 (平成14年3月29日企業管理規程第1号)

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年10月31日企業管理規程第1号)

この規程は、平成15年11月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月28日企業管理規程第2号)

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月27日企業管理規程第1号)

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の鹿児島県工業用水道給水規程別記第13号様式の規定の適用については、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間においては同様式中「45円」とあるのは「32円」と、「90円」とあるのは「64円」とし、同年4月1日から平成33年3月31日までの間においては同様式中「45円」とあるのは「40円」と、「90円」とあるのは「80円」とする。

附 則（平成31年4月19日企業管理規程第1号）

この規程中別記第1号様式及び別記第3号様式から別記第12号様式までの改正規定並びに別記第13号様式の改正規定（「1.08」を「1.1」に改める部分を除く。）は平成31年4月19日から、別記第13号様式の改正規定（「1.08」を「1.1」に改める部分に限る。）は平成31年10月1日から施行する。

別表

給水施設の設置基準

- 1 給水管の口径は、その使用条件を満たすものであること。
- 2 給水施設は、水圧、土圧、地震力その他荷重に対し十分な耐久力を有し、かつ、漏水し、又は汚水が浸入するおそれがないものであること。
- 3 給水施設は、逆流又は工業用水の汚染を防止することができるものであること。
- 4 給水施設に配水管の水圧に影響を及ぼすようなポンプ等を直結させてはならないこと。
- 5 凍結電しよく、腐しよく、衝撃、温度変化等により破損を生ずるおそれのある箇所には、適当な防護の処置がとられていること。
- 6 給水施設の配置の場所は、その使用条件を満たすものであること。

別記第1号様式

工業用水給水申請書	
年 月 日	
鹿児島県知事 殿	所在地 T E L 名 称 代表者名 ㊟
<p>鹿児島県工業用水道給水条例および鹿児島県工業用水道給水規程を遵守しますから次のとおり給水して下さるよう申請します。</p>	
年 度	平成 年度
受 水 設 備 所 在 地	TEL
受 水 事 業 所 名	
時 間 基 本 使 用 水 量 (1 時 間 当 り の 使 用 水 量)	立方メートル/時間
基 本 使 用 水 量 (時 間 基 本 使 用 水 量 × 24)	立方メートル/日
用 途	
操 業 時 間	
連 絡 員	
給 水 開 始 日	年 月 日
備 考	

第2号様式

給水量決定通知書

鹿工水第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 印

鹿児島県工業用水道給水条例第5条の規定により、次のとおり給水量を決定したから通知する。

受水設備所在地	
受水事業所名	
基本使用水量	立方メートル/日
時間基本使用水量	立方メートル/時間
給水開始日	年 月 日
備 考	

第3号様式

基本使用水量変更申請書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地)

名 称

代表者名



年 月 日鹿工水第 号で決定された基本使用水量を次のとおり変更
くださるよう申請します。

項目 \ 申請	新	旧
時間基本使用水量	立方メートル/時間	立方メートル/時間
基本使用水量	立方メートル/日	立方メートル/日
変更給水開始日	年 月 日から	
理 由		

第4号様式

住 所 等 変 更 届 出 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地) TEL()
名 称
代表者名 ㊟

次のとおり名称(代表者氏名, 住所)を変更したので, 鹿児島県工業用水道給水規程第5条の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	変 更 前	
	変 更 後	
理 由		
変 更 年 月 日	年	月 日

第5号様式

承 継 届 出 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地) TEL()
名 称
代表者名 

次のとおり使用者の地位を承継したので、鹿児島県工業用水道給水規程第6条の規定により届け出ます。

承 継 の 内 容	承 継 の 種 別		相続, 合併, その他
	承 継 前	名 称	
		代 表 者 名	
	承 継 後	名 称	
代 表 者 名			
承 継 年 月 日			年 月 日
備 考			

第6号様式

工 事 許 可 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地)

TEL()

名 称

代表者名



次のとおり給水施設の工事をしたいので鹿児島県工業用水道給水規程第7条の規定により申請します。

1 工 事 場 所	
2 工 事 期 間	
3 工 事 の 種 別	新設, 増設, 修繕, 撤去, その他()
4 工 事 委 託	知事に工事を委託(する。しない。)
5 施工予定業者名	
6 備 考	

注 この申請書には工事場所の位置, 周囲の状況を示す地図を添付すること。

第7号様式

工 事 許 可 通 知 書

鹿工水第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 

年 月 日付けで申請のあつたことについては、次の条件を附して許可します。

- 1 年 月 日までに設計図書を提出して設計審査を受けたのち施工すること。
- 2 着工後は、材料検査、中間検査を受けること。
- 3 県の設置した配水管と給水管を接続するときは、検査員に連絡して、指示を受けること。
- 4 工事が完成したときは、工事完成検査を受けること。

第8号様式

工 事 受 託 通 知 書

鹿工水第 号
年 月 日

殿

鹿児島県知事 

年 月 日付けで申請のあつたことについては次のとおり受託します。

工 事 場 所	
工 事 期 間	
工 事 種 別	
備 考	<p>1 次の図面等を 年 月 日までに提出してください。</p> <p>(1) 給水管の工場への引込口及び水量メーターまでの経路</p> <p>(2) 貯水槽の設置位置, 及び容量</p> <p>(3) 水量メーターの取付位置</p> <p>2 工事施工に際し, 希望事項があれば, 図面等といたしよに提出してください。</p>

注 工事費は, 別に発行する納入通知書により, 納期限までに納入してください。

第9号様式

設 計 審 査 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地) TEL()
名 称
代表者名 ㊟

鹿児島県工業用水道給水条例第7条の規定により、次のとおり設計審査を受けたいので申請します。

工 事 場 所		
工 事 の 種 類		
施 工 建 設 業 者	所 在 地	TEL()
	名 称	
	代 表 者 名	
	現 場 代 理 人 名	
添 付 図 面 等	平 面 図	枚
	詳 細 図	枚
	メ ー タ ー 図	枚
	受 水 槽 図	枚
備 考		

第10号様式

材 料 検 査 申 請 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地) TEL()
名 称
代表者名

給水施設の工事に着手したので次のとおり材料検査をしてくださるよう鹿児島県工業
用水道給水条例第7条の規定により申請します。

工 事 場 所		
施 工 建 設 業 者	所 在 地	
	名 称	
	代表者名	
	現場代理人名	
管 の 種 類	口径	メートル
	ミリメートル	メートル
	ミリメートル	メートル
	ミリメートル	メートル
メ ー タ ー	台数(台) 型式()	
制 水 弁	個	
そ の 他		

第11号様式

<p>工 事 完 成 検 査 申 請 書</p>		
<p>年 月 日</p>		
<p>鹿児島県知事 殿</p>		
<p>住 所 (所在地)</p>		<p>TEL ()</p>
<p>名 称</p>		
<p>代表者名</p>		<p>㊟</p>
<p>年 月 日鹿工水第 号で許可を受けた次の工事が、年 月 日に完成しましたので工事完成検査をしてくださるよう鹿児島県工業用水道給水 条例第7条の規定により申請します。</p>		
工 事 場 所		
工 事 の 種 類	新設, 増設, 修繕, 撤去, その他()	
工事施工建設業者	所 在 地	
	名 称	
	代 表 者 名	
	現 場 代 理 人	
<p>注 検査不合格の場合は、再検査を受けること。</p>		
検 査 下 命	検 査 員	検 査 結 果
年 月 日	職	検 査 年月日 年 月 日
㊟	氏名	検 査 結 果 検査員 氏 名 ㊟

第12号様式

使 用 廃 止 届 出 書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所
(所在地)

TEL()

名 称

代表者名

㊟

工業用水の使用を 年 月 日から廃止したいので、鹿児島県工業用水道給
水規程第14条の規定により届け出ます。

第13号様式

<p style="text-align: center;">水量メーター検針票(課用)</p> <p>受水企業名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">基本 使用 水量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日 数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超水 過使 用量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量</td> </tr> </table> <p>検針日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>検針者氏名 ㊟</p>	月 日から 月 日まで		基本 使用 水量	今回指針		水 量		日 数		使 用 量	超水 過使 用量	今回指針		前回指針		使 用 量	<p style="text-align: center;">水量メーター検針票(測定用)</p> <p>受水企業名</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">基本 使用 水量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水 量</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日 数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超水 過使 用量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量</td> </tr> </table> <p>検針日</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>検針者氏名 ㊟</p>	月 日から 月 日まで		基本 使用 水量	今回指針		水 量		日 数		使 用 量	超水 過使 用量	今回指針		前回指針		使 用 量	<p style="text-align: center;">水量メーター検針票(需要家用)</p> <p style="text-align: right;">殿</p> <p>本月の工業用水の使用量は、次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">月 日から 月 日まで</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">基本 使用 水量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>水 量 m³</td> </tr> <tr> <td></td> <td>日 数 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量 m³</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">超水 過使 用量</td> <td>今回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>前回指針</td> </tr> <tr> <td></td> <td>使 用 量 m³</td> </tr> </table> <p>※ 料金は次のとおりです。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 50%;">基本使用水量</td> <td>使用量×45円</td> </tr> <tr> <td>超過使用水量</td> <td>使用量×90円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">上記により算定した額に1.1を乗じて得た額</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">年 月 日 鹿児島県工業用水道部工業用水課 検針者印</p>	月 日から 月 日まで		基本 使用 水量	今回指針		水 量 m³		日 数 日		使 用 量 m³	超水 過使 用量	今回指針		前回指針		使 用 量 m³	基本使用水量	使用量×45円	超過使用水量	使用量×90円	上記により算定した額に1.1を乗じて得た額	
月 日から 月 日まで																																																								
基本 使用 水量	今回指針																																																							
	水 量																																																							
	日 数																																																							
	使 用 量																																																							
超水 過使 用量	今回指針																																																							
	前回指針																																																							
	使 用 量																																																							
月 日から 月 日まで																																																								
基本 使用 水量	今回指針																																																							
	水 量																																																							
	日 数																																																							
	使 用 量																																																							
超水 過使 用量	今回指針																																																							
	前回指針																																																							
	使 用 量																																																							
月 日から 月 日まで																																																								
基本 使用 水量	今回指針																																																							
	水 量 m³																																																							
	日 数 日																																																							
	使 用 量 m³																																																							
超水 過使 用量	今回指針																																																							
	前回指針																																																							
	使 用 量 m³																																																							
基本使用水量	使用量×45円																																																							
超過使用水量	使用量×90円																																																							
上記により算定した額に1.1を乗じて得た額																																																								

第14号様式
(表面)

第	号
工業用水道検査員証	
所属名	_____
職・氏名	_____
期間	年 月 日から 年 月 日まで
鹿児島県工業用水道給水規程第17条の規定による検査員であることを証明する。	
年 月 日	
鹿児島県知事	
	

(裏面)

<ol style="list-style-type: none">1 この証は、期限満了後は、直ちに発行者に返納しなければならない。2 この証は、他人に貸与してはならない。3 この証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに発行者にその旨を報告して、その指示を受けなければならない。4 検査員は、関係者の請求があつたときは、この証を呈示しなければならない。

別記第 1 号様式

第 2 号様式

第 3 号様式

第 4 号様式

第 5 号様式

第 6 号様式

第 7 号様式

第 8 号様式

第 9 号様式

第10号様式

第11号様式

第12号様式

第13号様式

第14号様式